

「与力関係」の射程とその限界

西山 茂

はじめに

本論は、森岡清美(1923～)の主著『真宗教団と「家」制度』(創文社、1962年)とその続著『真宗教団における家の構造』(御茶ノ水書房、1978年、増補版は同社から2005年に発行)のなか(厳密に言えば初出は1959年の彼の「真宗教団における寺連合の諸類型」論文)で提示されたものの、これまでは有賀喜左衛門(家と家連合の理論の創始者／1897～1979)や関連学会でまともに取り上げられて来なかった日本社会の「与力関係」(与力結合)という家連合(寺連合)類型の、今後における射程(応用可能性)とその限界(問題点)について論じようとするものである。

本論のキーワードの「与力」という用語について、森岡は、「今日では使用されていないが古文書にある『与力』の語を採用(した)」(森岡清美「有賀学説の批判的継承」6頁／稿末にある「文献」の最新年次からみて2006年以降に書かれた研究会発表レジュメであると思われるが本論ではあえて公表された論文と同様に使用した)という。

だが、実際には、森岡の生地(上野市最東部の旧阿山郡阿波村)付近の大和高原(京都・奈良・三重の三府県にまたがる高原)の多くの山間村で「与力制度」という「聚落的家連合」(有賀が1948年に発表した「村の生活組織」〈『有賀喜左衛門著作集』第V巻所収、以下、『著作集』と略し、あとは巻数のみを表示する)のなかで初めて使った言葉)の民俗慣行が今でも機能していて、その実証的な研究書(三上勝也〈1941～〉・山本剛郎〈1939～〉の共著『与力制度と村落構造—大和高原村落の社会学的研究—』、多賀出版、1985年)までが既に出版されている。

おまけに、同書によれば、柳田国男(1875～1962)が『族制語彙』(日本法理研究会、1948年)のなかで大和高原村落(「梅の月ヶ瀬」付近)の「与力」について既に触れて同族と同じであるといっているほか、蒲生正男(1927～1981)も『日本民俗学体系(3)』(平凡社、1958年)で親族用語の一つとしてこれに触れ、さらに竹田聴洲(1916～1980)も自著『日本の民俗・京都』(第一法規出版、1973年)のなかでこれに触れて親分(親方)と同じかのように書いているという。

これらについて、森岡は知らなかったのであろうか。

1. 家と家連合の理論

ここでは、有賀の学説について、それが孕んでいる問題点を中心に、鳥越皓之（1944～）の解説を借りて、みてみることにする。

それによれば、「①家は家の財産としての家産をもっており、この家産にもとづいて家業を営んでいる経営体である。（中略）②家は家系上の先人である先祖を祀る。（中略）③家は世代をこえて直系的に存続し、繁栄することを重視する。」（鳥越皓之『家と村の社会学』11・12頁、世界思想社、1985年）という特徴をもつが、このほかに、家が経営体であったので、そこには、家長と家成員の間の主従（上下）関係と、労働力としての非親族の摂取がみられたという。

この「非親族の摂取」について、森岡は、家の継承に際して「女系でも血縁の近さの保持が図られた」（森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」13頁）と、「有賀説の非血縁重視にたいする疑問符」（同上）を投げかけている。

鳥越は、家が「典型的に存在していた時代」（鳥越の上掲書13頁）は「近世における小農経営の成立期から、第二次世界大戦の敗戦期ごろまでと考えている」（同上）というが、その後、農地解放と高度経済成長の高波を受けた今日の家と家連合の在り方は、さらなる激変を遂げているに違いない。

家・同族が衰滅しかけた戦後になってから、学界で家・同族の研究の流行をみたことは、あまりにも皮肉的である。有賀は、家・同族団は「封建遺制」ではないかという戦後の「民主化」論者に対して、それらにみられる性格について「民族的性格」（民族的特徴）と家連合の二つの類型の「相互転換」という言葉を以て反論したが、それでも、家と同族団の「非民主性」を指摘する者はあとを絶たなかった。

有賀は1933・4年にデビュー作「名子の賦役－小作料の原義－」上・下（初出は『社会経済史学』3-7、3-10、『著作集』第Ⅷ巻所収）のなかで、「大家族」の名前で初めて同族団について論じ、続いて、1943年に河出書房から上梓した主著の『日本家族制度と小作制度』（『著作集』第Ⅰ・Ⅱ巻所収）では、「大家族」を「同族団体」（＝同族団）と名を改めるとともに、「分居大家族」から、その大部分を占めている「同族団体」を析出した。

また、有賀は、主著のなかで、同族団体は父系の（より厳密に言えば家の）系譜関係の家々の集団ではあるが、同一聚落内での日常的な生活協同（本家を中心とした主従関係）が全くなくなったら、「同族団体としての存在も失はれる」といっている。喜多野精一（1900～1982）が家々の「系譜関係」を同族団の本質と見るのに対して、有賀は同族団の「日常的な主従の生活協同」の有無を重視したのであった。世にいう有賀・喜多野論争が起こる有賀側の論点が、ここにある。

有賀によれば、聚落的家連合には、本末の系譜関係のある家々が上下（主従）に結合し

ている類型（同族団）と、相互に系譜関係のない家々が平等対等に結合している類型（組）の、二つがあるという。

同族団のなかの本家と親族分家（血縁分家）の関係が、上下（主従）関係に属するのか、それともそうでないかという問題は、非常に微妙な問題である。有賀は前者を主張するが、森岡は「眞の上下関係は本家と従属的な非血縁別家との間だけで、血縁分家とは多くはナナメの関係ではなかったのか」（森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」7頁）と、有賀学説を批判している。ここで森岡がいう「ナナメの関係」とは、与力関係のことであるが、この表現に筆者は賛成しない。

さて、聚落には、本分家の同族団とは別に、上組・中組・下組のように地域区分された組と、田植えや稲刈り・水の管理や道普請・葬式や屋根ふき・祭りや信仰といった機能ごとの講のような生活組織がたくさんあるが、これらは同族団の本末の系譜とは無関係の、家々の平等対等な結びつきである。

聚落には、ところによって、もうひとつ、親分子分という関係がある。親分子分の関係とは、生みのオヤコ（親子）以外のオヤコの関係のことで、誕生時の名づけ親・成人時の元服親・結婚時の仲人親のように、生みの親以外の特定の人に人生儀礼上のオヤブンの役割を負って貰って、彼とオヤブン・コブンの関係になることをいう。

この関係が家と家の譜代の関係なのか、それとも、一代限りの個人的な関係なのかについても、いろいろと議論のあるところである。

親分と子分の間には同族団の本家と分家の間にある関係に似ている上下（主従）的な関係がみられるが、親分子分関係はどれも個人への配慮が中心である。

ところで、森岡の「郷里周辺の村落ではこれ（＝同族団研究、筆者）を効果的に実現できなかった」（森岡の上掲書『ある社会学者の自己形成』95頁）と述べているが、上掲の三上・山本共著の『与力制度と村落構造』の記述によれば、京都・奈良・三重の三府県にまたがる大和高原村落（森岡の「郷里周辺の村落」に近い）は、あえていえば福武直（1917～1989）のいう「西南型」に属する村落なのであろう。つまり、森岡の「郷里周辺の村落」は同族団が弱くてフラットな家の関係が支配的な村落であったので、森岡は同族団の研究がうまくできなかったのである。

2. 大和高原村落の与力制度

大和高原村落の与力制度は、冠婚葬祭を中心に諸種の生活場面で援助・協力しあう、家と家との超世代的な相互扶助制度である。そして、大和高原村落では、今では、この制度が同族や組などよりも実質的に重要な相互扶助制度になっている。その起源は中世末の武士や土豪の慣行にまで遡るが、近世前期になると「すべての階層の農民たちの間に与力関係が結ばれていたと考えられる」（三上・山本の上掲書 332頁）。

喜多野精一の学系につながる若手の社会学者の三上・山本が大和高原村落の与力制度の調査に着手したのは、1974年の春のことであった。調査の終了時期ははっきりしないが、三上・山本が「調査時点より数年が経過しているので、その間のうごきをセンサスを通して補足しておこう」（三上・山本の上掲書 251 頁）とあって、1980年時点のデータをあげているのと、この論文が活字化された年次が1983年であることから推して、調査の終了は遅くとも1970年代の後半ではあるまいか。

三上・山本の調査は郵送の質問紙調査と三地区の家々と村全体についての聴き取り事例調査が中心であったが、このほかにも村史誌や官庁発行の統計資料・情報紙誌、その他の資料も、精査された。

まず、三上・山本は、奈良県東北部の村落を中心に、京都府南部の相良郡の村落と三重県上野市西部の村落を周辺に加えた地域の区長などに、与力制度の有無、与力の役割、与力との付き合いのしかた、与力制度の形態、与力と本分家・親分子分との関係、葬式の合力組織および運営等に関する郵送の質問紙調査を行った。

郵送した一五六地区のうち、回答のあった九一地区について与力制度の有無をみると、「かつて存在した」を含めた「与力有」が三五地区、「与力無」が五六地区あって、このうち、前者を細分すると、三四地区で現存（奈良県の山添村二〇、月ヶ瀬村四、南山城村三、宝生村一、奈良市三、および三重県の上野市三）し、一地区で大正末年まで存在していた（奈良県の都祁村友田地区）ことになる。なお、あとで事例調査の対象になる月ヶ瀬村の尾山地区は、この調査では無回答であった。

「与力有」の郵送調査の回答から、大和高原村落では、もしあれば本家・分家や同族（本書では「団」をつけていない／地元ではイトウとよばれている／イトウの連合体もある）に与力を頼むのが普通のようなのだが、実際には相当数の家がそれ以外の家と与力としているようである。

与力の主要な任務は葬式の指揮（85.7%）、失火等の際の詫びまわり（88.6%）、結婚時の「親族」代表挨拶（82.9%）、屋敷普請時の物の貸与（68.6%）等であるが、このほかに、重要な決定事項や悩み事の相談者になるとか、新来住者の「村入り」の際の身元引受人・保証人になることも、見逃せない与力の仕事である。

大和高原村落においては、月ヶ瀬村尾山地区の松本総本家が1933年に破産・離村してから松本イトウ（同族団）が大きな打撃を受けてやがて分裂したように、同族ないし同族団のまとまりが緩み、その家々には系譜関係の認識はあっても「上下主従的といえるほどの関係はなく、どちらかといえば対等的な関係の中で互助・交際が行われている」（三上・山本の上掲書 44 頁）。

続けて、三上・山本は、「与力制度の存する普通の村として山添村遅瀬地区（三重県の上野市と名張市に西接する奈良県東北部／調査時では80戸／段々式水田・畑の平均所有

耕地面積は6反－筆者記)、よく発達した同族がみられる村として月ヶ瀬村尾山地区(三重県上野市に西接する大和高原北隅／調査時では106戸／水田・畑・茶園・果樹園・桑園の平均所有面積は約5反／経営は零細だが副業や兼業による現金収入がある－筆者記)、本・分家系譜につながらない家を与力とする比率の高い村として山添村広瀬地区(三重県名張市に西接する奈良県の最東端／調査時では34戸／平均耕地面積は6反／副業の養鶏や工場勤務の現金収入もある／区費徴収の基準として財産・所得・家族構成の三本柱を採用した割札制度をとっている－筆者記)の三地区を事例村落としてとりあげ(三上・山本の上掲書55頁)て、大和高原村落における「聚落的家連合」の与力制度の現状に迫った。

その結果を本書第5章の「与力制度研究ノート」の記述を中心にして原文を箇条書きしてみると、以下のような。文末に引用頁を示しておこう。なお、括弧内の記述は、どれも筆者のものである。

① 与力関係は大和高原地方の村落構造を特徴づけている独特の家連合である。(中略)(ここでは)与力関係が(同族や組などに代わって)村落構造の中軸をなしている(327頁)。

② 与力関係が本・分家(の同族)関係と重なる場合も多い反面、そうでない事例も村によっては相当数みられ(る)(139頁)。

(三上・山本が唯一「同族団」とよぶ松本イトウのある同族結合が比較的残っている月ヶ瀬村尾山地区だけは、「地元層」の各家はすべてイトウカイトウ連合という同族組織のなかで与力関係を結んでいる)(150頁を参照)。

③ (与力関係は)本・分家関係と同様に家と家の間に結ばれた超世代的な関係であ(る)。(ただし)与力制度というのは上下ではなく、むしろ「平等」「対等」をその基本精神としている(後略)。(中略)親分子分関係は……基本的には個人と個人の関係であり、それゆえ一代限りの関係である(326頁)。

(このほかにも、与力する側の家が同時に複数の与力をしているとか、する側の家とされる側の家が相互にしあうとか、家格が上の家の与力を家格が下の家がする、とかいう点でも与力関係は親分子分関係と違うが、関係に選択性があったり、危機の場合に関係を変更できる、という両者の共通点もある)(324・5頁を参照)。

その意味では与力関係は、本・分家関係よりもむしろ親分・子分関係と共通性をもっているといつてよいであろう(326頁)。

④ 大和高原の村々が(中略)村内すべての家がどこか他の家を与力としてもち、同時にすべての家が他家の与力をするというのが原則であった(後略)。換言すれば、与力制度はすべての家が他家の与力をすることによって、平等に村落生活に参加し共同体的連帯を支えていく組織なのである。(333・4頁)

- ⑤ (大和高原村落の与力制度は) 本家・分家関係ないし同族 (的關係) の解体阻止要因として何ほどか作用しているかもしれない (55 頁)。
- ⑥ このような家連合としての与力関係は、…… (有賀学説の) 二つの型の家連合、同族結合と講組結合のどちらに入れたらよいのか (と、われわれは思い悩んだ)。(中略) しかし (調査を終えた) 今われわれはむしろ、村落における種々の家連合の性格をこのような枠組の中でとらえるべきでない、換言すれば同族結合と講組結合という分析枠組に拘泥することなく多様な結合の構造要素を認め、それらを含む多様な村落構造の存在を認めた方がよいと思っている (327 頁)。

ここで、三上・山本は、森岡のように第三の類型を樹立する (最近の森岡は有賀のいう「主従結合」を抜いた「有賀とは異なる二類型説」を主張) のではなく、ただ、家連合の結合の多様性を認めることにとどめている。

3. 真宗教団の与力関係 (与力結合)

本論の執筆にあたって森岡の主著を精読したが、きわめて実証性の高い宗教社会学の名著であることをあらためて実感するとともに、真宗教団の家的性格に対して本書がかなり批判的である (新版の 619 頁の末尾には、「反宗義的」・「祖意の歪曲」・「泥棒にも三分の理」などの価値判断丸出しの過激な言葉もある) こともわかった。

ほかにも、筆者は、この書に対して、第 7 章の「本末関係」のような真宗教団の歴史叙述の部分と余章の実証研究の部分との並立的混淆や、福井県高田派第一組等に対する精査と他の事例への略查的言及の混在、という印象を強くした。

森岡の自伝『ある社会学者の自己形成』(ミネルヴァ書房、2012 年) によれば、彼の真宗の「聚落的寺連合」(地域の組を構成する寺連合のこと、森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」5 頁) の現地調査は、1949 年の三重県中勢地方の高田派寺院の調査に始まり、1952 年夏の九学会連合の企画した能登調査を経て、1956 年以降 4 年にわたる福井県高田派第一組寺院調査 (本流院を中心とした、この調査ではじめて「与力結合」類型の実例と出会う) へと到っている。

さて、戦後しばらくの間の学界での同族研究の流行と、東京教育大学の開学 (1949 年 4 月) とともに有賀が同大学の教授として社会学教室に着任したことを契機に、森岡は家と同族との関連という視点から、地元・三重県の高田派寺院の調査を始めた。

有賀の家と家連合の理論の応用研究は、戦後、時を待たずに、中野卓・竹内利美・森岡清美らによって、全国の都市部の商工業の家のみならず武家や寺院の調査研究にまで広がり、1960 年代の前半には、早くも中野卓をして「商工家の同族団だけでなく、武家や寺院についても同様ないし類似の現象が見出される」(中野卓『家と同族団の理論』46 頁、未来社、1968 年) とまでいわしめた程であった。

しかし、その「継承」は単純なものではなく、多くの場合は「批判的継承」(森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」のタイトル)なのであった。たとえば、有賀理論の忠実な継承者とされる中野卓でさえ、日本の家族はすなわち家であるとして家と日本の家族を容易に区別しようとしなかった有賀の説を受け入れなかったし、ましてや、助手時代に岡田謙(1906~1969)の学部ゼミに出席して、G.P. マードックの『社会構造論』(原著は1949年刊)を読んで家族社会学の研究を始めた森岡にとっては、有賀の家=日本の家族説はそのままでどうも受け入れられるものではなかった。

『真宗教団と「家」制度』の「新版あとがき」(2018年)のなかで、森岡は、「家は血縁集団ではない」(親族集団ではない)という有賀説に対して、貴族階級の家や真宗各派の法主家は「男系の男子を嫡系とする血縁集団である」(690頁)と述べている。

なお、森岡は、これとは別のところで、有賀は家連合を集団として捉えているが「私は家連合を集団としてよりは関係として捉えたほうがより緻密な議論ができる」(森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」5頁)といているが、三上・山本の大和高原村落での与力制度の調査・研究でも、はっきりと「与力関係」と明記されている。また、筆者も、本論のタイトルで、「与力関係」の用語を使っている。

ところで、この際、森岡の与力関係の概念を思い切って整理・分類してみると、およそ次の三つになる。なお、主著等における森岡の与力概念の使い方では、以下の三者が区別されずに一緒くたに使われている。

すなわち、①自坊の由緒や実績のために、本山の法主家が客分(舎弟分)として教団内に撰取した中間本末(上寺下寺)と本山との間の関係(ここでは「客分与力」の関係とっておく)、②本山からの下寺の「配預」の有無にかかわらず、近世のすべての上寺下寺(中間的な本末)関係と触頭・触下関係(ここでは「近世与力」の関係とっておく)、③1876(明治9)年の真宗四派の「宗規綱領」の制定以後、上寺(中本寺)の縛りを解かれた貧しい下寺と有力寺院との間の関係や、本坊から独立が可能になった弱小の寺中や下道場とやはり有力な寺院との間の関係(ここでは「近現代与力」の関係とっておく)、の三つである。

(1) 客分与力の関係

当初の本願寺は親鸞の廟所の留守職として出発した(1272年)もので、七世存如の時代までは寺勢が専修寺や仏光寺のそれに大きく及ばず、不振をきわめていた。しかし、八世の蓮如(1415~1499)が出るに及んで、俄然、寺勢は上向き、その教線も伸びただけでなく、仏光寺第一四世経豪(1451~1492)などの本願寺への来投者も相次ぎ、北陸・三河などでは専修寺の門徒の多くが本願寺に移ったという。

仏光寺経豪の本願寺来投について、森岡は主著の新版で「文明十四年(一四八二)仏光寺経豪が末寺を率いて門下に帰投するや、蓮如はこれに蓮教という法名を与え、(由緒あ

る仏光寺の旧称の) 興正の寺号を復せしめた」(498頁)と説明している。

また、森岡は、経豪の子の蓮秀がその声望の高さ故に周囲も幻惑された振舞い(蓮如の子孫や親族だけの組織である「一家衆」以外には使用が厳禁されていた椀を周囲が間違えて蓮秀の前に据えたこと)に蓮如が怒ったこととか、それでものちに蓮秀は一家衆の列に特別に加えられたこととかにも、主著で触れている。

花洛出身の「大坊主」(多くの門末を擁するもの)の嫡男ではあっても、蓮如の子孫でも親族でもない者が一家衆に加えられるのは異例のことで、筆者はここに本願寺と興正寺の客分与力関係の証拠をみるものであるが、これについて森岡は異なる見方をしている。つまり、森岡は上掲の続著の増補版で、東西本願寺の分裂のときに興正寺が西本願寺側に留まった功績によって両者が「ほとんど対等の地位にまで進んだ」(243頁)ことを捉えて、「主従結合を脱して与力結合へと進んだ」(同頁)時期は、本願寺の東西分裂直後のこととみているのである。

いっぽう、高田浄興寺の成立は本願寺のそれよりも旧く、浄興寺発行の小冊子『浄興寺』(本山浄興寺、2004年)によれば、真宗の創始と同時の1224(元仁元)年ということになっている。その場所は、親鸞が京都に帰るまでの布教拠点であった常陸国笠間郡稲田郷の稲田禅坊であったという。正式な寺名は、「歓喜勇躍山浄土真宗浄興寺」である。

親鸞は京都に帰って1262年に亡くなったが、帰る直前に稲田禅坊の跡を弟子の善性にゆずり、善性は京都での親鸞の葬儀に出て彼の頂骨を抱いて稲田に戻った。その後、浄興寺は約三百年間、信濃の長沼にあったが、1614(慶長19)年に現在の上越地方の高田の地に移った。

「浄興寺の宗教的権威を支えるものは、まず本寺が宗祖親鸞の浄土真宗開教の道場であることと、さらにもっとも崇敬される宗祖の頂骨を護持しつづけてきたことがあげられる」(上掲の小冊子23頁)が、本願寺はこのことを無視できなかった。

こうして、浄興寺は興正寺のような「大坊主」でも一家衆でもなかったが、この「宗教的権威」によって、本願寺から興正寺のような客分与力の待遇を受けた。その証拠は、長沼時代の蓮如の来寺にはじまり、本願寺の東西分裂以後の三代にわたる東本願寺の大谷家からの入室まで、枚挙にいとまはない。

東本願寺との通婚関係の深まりは1660(万治3)年におこった東本願寺への宗祖頂骨の分骨をも惹起したが、その後、東本願寺側は浄興寺との客分与力の関係をなくし浄興寺を普通の上寺として扱う方向になったので、それに不満な浄興寺側との対立を深め、やがて浄興寺の独立運動へとつながっていく。

なお、本山本坊と末寺をもつ院内山家や寺中との関係のなかにも、たとえば、経豪離脱後の仏光寺とその山内院家との「相持」制度や浄興寺本坊と末寺のある浄興寺寺中との「一山共和制」のように、主従とは違う客分与力の関係がみられる。詳しくは、前掲の森

岡の『真宗教団における家の構造』(増補版)の記述をみられたい。

なお、客分与力関係に関する森岡の資料の大部分は、フィールドの実査からではなく、先行する真宗関係の研究書や歴史資料から得たものである。

(2) 近世与力の関係

蓮如は、地方に根を張っていた真俗両権をもった上記の「大坊主」を数多く本願寺に取り込んで中本寺としていった。「大坊主」は、かなり大きな中間的本末を形成していたとみられる。こうしたことを考えると、中本寺には、当初から、本願寺の客分的な意味が多少とも含まれていた可能性がある。換言すれば、本願寺と中本寺の間には、最初から、与力関係的な要素があったともいえよう。

こうして、近世初頭の本願寺は、本山－中本寺－末寺という主従の寺連合の基本を成立させたが、本願寺からみれば中本寺なるものは「如来の代官」にして「血のみち」の棟梁(親鸞の嫡系の末裔)である大谷家に門徒を取次ぐ「手次」の寺でしかなく、その末寺も本来は本山に直属すべきものであったから、以後、中本寺はことあるごとに「末寺召し上げ」(＝本山直末化)という本山の圧力に晒されることになる。

森岡によれば、近世の終わりの頃には、本願寺のみならず専修寺の場合も、上寺(中本寺)への本山側の「配預」(下寺を本山所轄の末寺にしたあと、幾分かの茗荷金とひきかえに再び上寺側に下寺の実質的な管理権を戻すこと)がある場合があるにせよ、「(中本寺の)末寺の大部分が(既に本山)直末であ(った)」(森岡の主著、新版335頁)という。

近代になっての真宗四派の『宗規綱領』の制定の問題も、この延長線上で理解されなければなるまい。すなわち、明治政府の廃藩置県に乗じて、この際、一挙に真宗を中央集権化するためには、上寺下寺(中本寺とその末寺のブロック)の一掃と均一的な本山直末化の宗制が不可欠であったのである。

さて、森岡は、主著のなかで、「上寺下寺関係は近世における与力結合の一典型であることはいうまでもないが、(中略)触頭触下関係も与力結合の他の一典型である」(森岡の主著、新版340頁)といている。また、森岡は主著の別のところで、「固定的な寺関係としての与力結合は、かつての上寺下寺(中間的本末)にこれを見出すことができる」(新版279頁)とも述べている。

しかし、本山－中本寺－末寺のピラミッド(重層的本末)は、これまで主従結合の概念で説明されてきたものではなかったのだろうか。これを森岡が与力結合として捉え直す根拠を知りたいところである。筆者は、本山が一度直末にしたあと、上寺(中本寺)に「配預」されてリニューアルされた上寺下寺(中間的本末)関係のみを近世与力関係であると捉えたほうがよいと考えている。

なお、筆者は、触頭が触下の出す書面に上寺とともに添状を付けたり、トラブルの解決に当たるのは役目上のことであって、寺連合の類型とは関係ない話であると考えから、

触頭触下関係を近世与力関係から除外したいとも思っている。

これらに関する森岡の立論は、大半が歴史的文献の調査、若干が聴き取り調査に依存して、事例の精査によるものではない。

(3) 近現代与力の関係

1874年の真宗四派連合による『宗規綱領』の制定は上寺下寺（中間的本末）関係の最終的な解消をねらったものであったが、「配預」もせずに本山に下寺を召し上げられる上寺（中本寺）側の反発も大きく、東西本願寺はこれを契機に多くの分派を生んだ。

興正寺と高田浄興寺は本願寺への来投や東西分裂後の残留という「貢献」や、本願寺にはなかった古い開基伝承や宗祖の頂骨保持の点などで一度は本願寺の客分与力だったが、それを本願寺側が認めがらなかったところに、興正寺と浄興寺の不満があった。結局、興正寺は『宗規綱領』の成立直後の1876年9月に本派から分派し、浄興寺も1951年に大谷派から分派した（独立運動の契機は1876年の『宗規綱領』）。

ところで、森岡は、「一九五七年から三年ほど一週間内外の（史料研究と聴き取り調査を主とする）逗留調査をくりかえすうちに、（福井県坂井郡三国町にあり、高田派第一組に属し、連枝格という無双の寺格をもつ）本流院の構成を類型化すれば真宗教団の本末関係を論理的に分析できることに気づい（て）」（森岡の上掲書『ある社会学者の自己形成』120頁）、「従来農村社会学で定説であった組結合・同族結合の（有賀の）家連合二類型説に（与力結合という別の類型を新たに加えて三類型にすることができるのではないかと）批判の一石を投じることができた」（同上121頁）と、当時を振り返っている。

だが、これは森岡が主著をまとめた段階でいえることであって、今日の段階の森岡の意見（「有賀とは異なる二類型説」）ではない。

富山県高田派第一組での与力結合の「発見」を傍証したものは、森岡が1952年以降の九学会連合の能登半島の調査に参加し、同年から三度も足を運んだという奥能登の輪島市町野の正願寺（金蔵集落にある）を中心とした大谷派の組寺調査（主に寺檀関係の調査であったが1955年に一応の終了をみた）であった。とはいえ、森岡の近現代の与力関係をみるには福井県高田派第一組の事例をみるにしくはない。

森岡のこの「発見」は筆者の近現代与力にあたるが、それは『宗規綱領』の制定以後の真宗教団の歴史状況を反映したものである。森岡は主著で次のようにいっている。「明治九年に（『宗規綱領』によって）中間的な本末関係が否定されて上寺に対する下寺は解消したが、組という地域社会のなかで生きてゆくためには、微力な小坊は有力寺院にときには経済的に依存する必要が存続した。かくて旧来の上寺下寺関係に代わってかなり個人的な与力関係が生じた」（森岡の主著、新版279-280頁）と。

文中の「かなり個人的な与力関係」という言葉はわれわれに親分子分関係を連想させるが、森岡はここで寺連合の結合類型について論じているのである。

福井県高田派第一組には調査時点で合計 21 ケ寺あるが、このなかには近世では「帳外れ」として組の正員とは認められなかった（『宗規綱領』の制定以後は認められた）寺中（本坊の境内に寺をもち自前の檀家もない－筆者記）や下道場（本坊と離れた集落にあって若干の自前の檀家もある－筆者記）の 6 ケ寺が含まれている。

地元で組の正員とみなされているのは 7 ケ寺だけである。この 7 ケ寺はいずれも近世までは寺中や下道場をもつ本坊であったが、今日それがない寺は『宗規綱領』の制定以後に寺中や下道場の独立などで従属寺院を失ったものである。組内の最大の寺院は、2 ケ寺の寺中と 2 ケ寺の下道場、および 2 ケ寺の与力関係の寺院をもつ本流院である。

本流院と 2 ケ寺の間の与力結合は、本流院以外の他の有力な寺（松樹院という本坊）から 2 ケ寺の寺中が独立する際に本流院の支援を受けたことに始まり、調査時点でも 2 ケ寺は本流院の政治・経済的な庇護のもとにあった。

第一組には、本流院以外にも松樹院やもう一つの有力な組寺である西光寺のように、政治・経済的な庇護を与える側がある。これらの寺院に政治・経済的に守られた弱小寺院（つまり松樹院や西光寺と与力関係にある）の寺々も少なくない（合計 4 例）。森岡は、「与力結合が（本坊と寺中・下道場の間の）主従結合や（組の正員の 7 ケ寺相互の）組結合と並んで政治活動の有力な単位となっている」（主著の新版 277 頁）と述べている。

なお、奥能登の輪島市町野の大谷派の 8 ケ寺の場合にも、有力寺院の長光寺（所在地は鈴屋）と 2 ケ寺の間に与力結合の存在が確認された。

おわりに一射程と限界

森岡が寺連合で、三上・山本が家連合で、それぞれ、同族結合と（講）組結合という家連合の有賀学説に対して異議をいい、与力関係（与力結合）ないし与力制度という新語をたてて実証した意義は大きい。だが、ここでは森岡の与力関係だけに話を限って、その宗教社会学的な射程（応用可能性）とその限界（問題点）について、上掲の三つの与力関係ごとに箇条書き的に検討を加えてみたい。なお、与力関係には、複数のサブ・タイプの設定が可能であり、また、それが必要であるとも思われるが、紙幅の余裕がないので、ここでは触れられない。

では、まず、その射程（応用可能性）について、みてみよう。

- ① 「客分与力関係」の考え方は、新宗教の有力な中間組織（筆者のいうナカオヤにあたるもので、天理教の大教会や霊友会の御旗支部などの実例がある）に似ていて、新宗教の教団組織論として使えそうである。
- ② 本山から下寺を「配預」され、それゆえリニューアルされた上寺下寺（中間的な本末）関係としての「近世与力関係」の考え方は、上寺（中本寺）を間に挟む近世における重層的な本末関係の研究に新視点をもたらすであろう。

- ③ 人間に庇護と依存の願望がある限り、現代といえどもまったくフラットな関係だけで社会がなりたつとは思えない。筆者は、これからの社会では、親分子分関係にも似た「かなり個人的な与力関係」がフラットな関係と並存するのではないかと考えている。そう考えると、「近現代与力関係」の考え方にも、明るい未来がありそうである。

最後に、森岡の「与力関係」の問題点（限界）について、やはり箇条書きにして示してみたい。

- ① ここでは与力関係を三つに分けたが、これらは使われている次元（教団と地域というレベル）と時代（歴史上のコンテキスト）、および含意（意味）がそれぞれ違っているものである。にもかかわらず、森岡はこれらを一括して取り扱っている。
- ② フィールドで社会的に「発見」した現象に対して森岡が「与力」の名をつけただけであるにもかかわらず、森岡が「与力」という文献上の言葉のほうに目を奪われているのではないかと思われる記述がある。
- ③ 大和高原村落で与力制度調査を実施した三上・山本の地域社会学的な実績について、森岡は主著の新版でもこれにまったく触れていない。
- ④ 森岡は、近世の上寺下寺関係と触頭触下関係のすべてを「固定的な与力関係」とであると認めてしまっている。本山－中本寺－末寺の関係は、与力関係ではなく、基本的には、主従の重層的な本末関係であったのではなかったか。
- ⑤ 森岡は、近現代の与力関係は個人的で補助的で二次的な関係であると述べている。しかし、これでは近現代の与力関係は、家連合の関係ではなく親分子分関係になってしまうのではないだろうか。
- ⑥ 森岡は、本坊に経営的に包接されている寺中や下道場と本坊との関係のことを主従関係であると主著の段階では捉えているが、あとの段階ではそうした寺中や下道場が地域社会で独立した家と認められていないので主従の関係ではないとみている。

ところで、最近の森岡は、「家連合は組結合と与力結合だけではないか」（森岡の上掲レジュメ「有賀学説の批判的継承」7頁）というショッキングなことをいっている。これを大きな宿題として、本論を終えることにする。（秋季彼岸の中日・9月23日に脱稿）

キーワード：与力結合、同族結合、講組結合、家連合、寺連合